

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項並びに第47条の4第1項の規定により愛知県収用委員会から裁決申請書及びその添附書類並びに第47条の3第1項に規定する書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項（第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告するとともに、送付された書類を公衆の縦覧に供する。

なお、法第43条（法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は愛知県収用委員会（愛知県庁内）の審理が終わるまでに、同委員会に意見書を提出することができる。

令和8年9月9日

常滑市長 伊藤 辰 矢

1 起業者の名称

- (1) 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事 大村 秀章
- (2) 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県道路公社
理事長 上田 敏隆

2 事業の種類

一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市日長字安土地内から常滑市字耳切地内まで）並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道拡幅工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
常滑市金山字江南田	130番	田	田

4 縦覧場所

常滑市役所建設部土木課

5 縦覧期間

公告の日から令和8年9月24日（木）まで